

電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和３年度）（案）

令和３年●月●日
総 務 省

「電気通信事業分野における市場検証に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、令和３年度の電気通信事業分野における市場検証に関する実施方針等を示すものとして、「電気通信事業分野における市場検証に関する年次計画（令和３年度）」（以下「年次計画」という。）を定める¹。

１ 実施スケジュール等

年次計画の策定後、「電気通信事業分野における市場動向の分析」及び「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」を順次実施し、令和４年７月（目途）に令和３年度年次レポート（案）及び令和４年度年次計画（案）を作成する。

令和３年度年次レポート及び令和４年度年次計画については、意見募集を経て、令和４年８月（目途）に策定・公表することとする。

想定する実施スケジュールは、以下のとおりである。

なお、基本方針２（２）のとおり、市場検証会議の下にワーキンググループを設置し、議論を行うとされているところ、令和３年度においては、「競争ルールを検証に関するワーキンググループ」及び「ネットワーク中立性に関するワーキンググループ」を引き続き開催するほか、必要に応じ、ワーキンググループを設置する。

¹ 基本方針において略称が定義されている用語については、年次計画においても、当該略称を用いている。

	令和3年 10月	11月	12月	令和4年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月
市場検証会議	▲ 基本方針(案) 年次計画(案)		▲ 令和3年度 の検証方針	————— 随時開催 —————					▲ 次年度年次計画(案) 年次レポート(案)		
電気通信分野に おける市場動向 の分析			利用者へのアンケート調査・分析								
			事業者等へのアンケート調査・分析								
			■ 報告規則に基づく 四半期データ(9月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(12月末)		■ 報告規則に基づく 四半期データ(3月末)	分析結果の取りまとめ			
電気通信事業者 の業務の適正性 等の確認			・総務省によるヒアリング等による確認作業等 ・非公開ヒアリング(必要に応じて複数回実施)								
ワーキンググルー プにおけるモニタ リング	・競争ルールの検証に関するワーキンググループ(適宜実施) ・ネットワーク中立性に関するワーキンググループ(適宜実施)										
年次計画・ 年次レポート	● 基本方針(案) 年次計画(案)		● 基本方針 年次計画	次年度年次計画(案)・ 年次レポート(案)作成					● 次年度年次計画(案) 年次レポート(案)	● 次年度年次計画 年次レポート	● 次年度年次計画 年次レポート

2 電気通信事業分野における市場動向の分析

基本方針3のとおり、電気通信事業分野における市場動向の分析として、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」、「法人向けサービスの実態把握」、「研究開発競争の状況の把握」を実施する。

「検証対象市場に係る競争状況等の分析」については、基本方針3(2)のとおり、検証対象市場における競争状況等に関する指標を定点的に観測し、その動向を継続的に分析する。「法人向けサービスの実態把握」及び「研究開発競争の状況の把握」については、以下の(2)及び(3)において定めた方針に基づき把握を行う。

(1) 重点的検証の対象

基本方針2(5)のとおり、「電気通信事業分野における市場動向の分析」のうち、より詳細な手法で検証する必要のある特定の項目や、特に集中的に検証する必要のある特定の項目について、重点的検証の対象と位置づけることとされている。

令和3年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」において、以下の①及び②を重点的検証の対象とする。

① 移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響

昨年、楽天モバイル株式会社(以下「楽天モバイル」という。)がMNOサービスの提供を開始した。楽天モバイルのMNOサービスの契約数は急速に増加している一方、同社のMVNOサービスの契約数については、MNOサービ

スへの移行により減少を続けている。このほか、楽天モバイル以外の MNO による廉価プランの提供開始や、5 G 契約数の急速な拡大なども含め、移動系通信市場を巡る市場環境に大きな変化が生じてきており、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況等に関して、より詳細な分析を行う必要がある。

こうした移動系通信市場を巡る市場環境の変化の影響を検証するに当たり、基本方針別表 1 及び別表 2 で定めた指標について、楽天モバイルの MVNO サービスから MNO サービスへの移行状況等に留意しつつ分析するほか、利用者アンケート等を通じ、各事業者のサービス間での顧客の移動の状況や、各事業者のサービス間の代替性に係る認識、サービス選択時の理由、サービスを切り替えない理由等を詳細に確認する。

② 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響

令和 2 年度検証においては、固定系通信市場及び移動系通信市場のいずれにおいても、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、各電気通信サービスの契約数に大きな変動が生じたとは認められなかった。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、電気通信サービスの利用者における利用意向や電気通信事業者の事業活動には、一定程度の変化が生じたと考えられるものの、当該変化が各市場における競争にどの程度の影響を与えたかについては、必ずしも正確には把握できていない。

引き続き、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響について把握を行うため、利用者アンケートにおいて、通信サービスの契約の変更の有無や通信サービスに関する認識・行動等の変化の有無を確認するとともに、事業者アンケートにおいて、新型コロナウイルス感染症の拡大によって各社の電気通信事業に生じた影響等について確認する。

(2) 法人向けサービスの実態把握の方針

基本方針 3 (3) の法人向けサービスの実態把握として、令和 3 年度においては、法人向けサービスをめぐる市場画定の在り方を検討するため、関係事業者等へのヒアリングやアンケートを通じて、各事業者における法人向けサービスの提供の実態を把握し、基本方針 3 (2) ①の検証対象市場の分類を起点に、法人向けサービスの区分を整理・検討する。併せて、各事業者が提供している法人向けサービスについて、その契約数や売上額などのデータの取得可能性を把握し、データが得られた範囲で、法人向けサービスに係る市場規模や市場シェア等の指標の算出を試みる。

また、令和 3 年度においては、令和 2 年度の「IoT 向け通信サービス市場」の試行的評価の結果等を踏まえ、引き続き、「IoT 向け通信サービス市場」における競争状況の評価手法について検討した上で詳細な市場分析を行うと

ともに、IoT 向けに利用される各通信規格間の代替性について検討を行う。

その際の観点や留意点として、電気通信事業者以外が提供する法人向けサービスと電気通信事業者が提供する法人向けサービスとの間で代替的な関係が存在するか否かや、法人向けサービスを提供する電気通信事業者以外の事業者について、関連市場において市場支配力を有すると認められる場合には、その市場支配力について考慮する。

なお、令和3年度においては、法人向けサービスの実態把握の一環として、NTT東西のローカル5G事業における実態を調査するため、関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて、NTT東西とNTTドコモ、NTTコムとの連携状況等を確認するとともに、NTTドコモ以外のMNOとローカル5G事業者や地域BWA事業者と全国BWA事業者の連携状況等を確認する。

(3) 研究開発競争の状況の把握の方針

基本方針3(4)における研究開発競争の状況の把握として、令和3年度においては、主要な電気通信事業者による公表データ等を通じて、それら電気通信事業者の研究開発費の推移を把握し、その推移の傾向について分析を行うとともに、諸外国の電気通信事業者や他分野の事業者における研究開発費との比較等を行う。

また、関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて、主要な電気通信事業者における共同研究開発の現状や異業種連携の現状など、研究開発に関する現状等を把握した上で、次年度以降において研究開発競争の状況の把握を実施するに当たっての観点や留意点について検討を行う。

(4) 利用者へのアンケートにおける主な質問項目

令和3年度においては、「検証対象市場に係る競争状況等の分析」のために実施する利用者へのアンケートの質問項目として、特に以下の観点からの項目を設けることとする。具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。

- ・ 一部の電気通信事業者においては、ポイントサービスや決済サービス等の提供を行っており、通信サービスとの連携もみられるところ、ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスと通信サービスの間の関係について把握・分析するため、利用者の利用状況等を確認する。
- ・ 携帯電話による通話・メール送受信等の従来の通信サービスと比較的類似しているOTTサービスに関して、従来の通信サービスとの間の代替性について分析するため、利用者の利用状況や従来の通信サービスとの代替性に係る認識等を確認する。
- ・ FTTH市場においてMNOは小売シェアを伸ばしており、FTTHサービスの

選択の場面で携帯電話サービスとのセット割など FTTH サービス自体の料金やサービス内容以外の要素に強く誘引されていることがうかがえるところ、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について把握・分析するため、利用者のセット割の利用状況・利用意向や固定系通信と移動系通信との代替性に係る認識等を確認する。

3 電気通信事業者の業務の適正性等の確認

基本方針4のとおり、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」として、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」及び「NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認」を実施する。

「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」及び「NTT グループに対する公正競争条件の遵守状況等の確認」については、基本方針で定めた確認項目を定点的に確認する。「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」については、以下の(2)において定めた観点等から確認を行うため、市場検証会議において非公開ヒアリングも実施する。

(1) 重点的検証の対象

基本方針2(5)のとおり、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」のうち、より詳細な手法で検証する必要のある特定の項目や、特に集中的に検証する必要のある特定の項目について、重点的検証の対象と位置づけることとされている。

令和3年度においては、「電気通信事業者の業務の適正性等の確認」の「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」において、以下の①及び②を重点的検証の対象とする。

① 客観的・定量的なデータに基づく市場支配的な電気通信事業者による不当に優先的な取扱い等の有無等の検証

「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表5(1)②及び別表6(1)②について、定点的に確認する情報に加え、関係事業者等から取得したデータに基づき検証を行うこととする。

なお、具体的な検証内容については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。また、データの取得状況や市場環境の変化等を踏まえ、市場検証会議の学識経験者等からの助言も得つつ、検証内容については、随時見直すこととする。

② MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱い、接続の業務に

関し知り得た情報の管理の実態の把握

「公正競争確保の在り方に関する検討会議」においては、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方について、電気通信事業法第 30 条による事前規制は、電気通信事業法第 29 条による事後規制とは別途必要であるとの意見や、市場環境等の変化を踏まえ、MNO と MVNO 間のイコールフットィングのためには、現行の NTT ドコモに加え、KDDI 株式会社、沖縄セルラー電話株式会社、ソフトバンク株式会社にも規制の対象を広げるべきであり、MVNO との関係を考えれば、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制についても、設備部門と営業部門との隔離等を規律内容として設けるべきとの意見があった。また、規制対象事業者や規律の内容を検討するに当たっては、まずは実態の確認が必要という意見があった。

これを踏まえ、市場支配的な二種指定事業者に対する禁止行為規制の対象事業者及び規律の内容の在り方について、さらなる検討を行っていくため、「市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等の確認」における確認項目のうち、基本方針別表 6 (3) ③について、定期的に確認する内容に加え、MNO 各社におけるグループ内事業者への優先的な取扱いの実態や、接続の業務に関し知り得た情報の管理の実態について、関係事業者等へのヒアリングやアンケート等を通じて、広く把握・検証する。

(2) 電気通信事業者の業務の適正性等の確認に当たっての観点

令和 3 年度においては、基本方針別表 5 及び別表 6 の市場支配的な電気通信事業者に対する禁止行為規制に関する遵守状況等に関する確認項目のうち、接続の業務に関して知り得た情報の目的外利用を防ぐための措置・実施状況等の詳細について、市場検証会議においてヒアリングを非公開で実施し、確認を行う。

ヒアリングに当たっては、主に以下の観点からの確認を行うこととし、具体的なヒアリング項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。

- ・ NTT 東西による禁止行為規定遵守措置等報告書の報告内容の詳細
- ・ 前記報告書における報告内容の根拠となる事項等

なお、必要に応じて、ヒアリング対象事業者と市場検証会議構成員との間で、秘密保持契約（NDA）の締結を行う。

そのほか、電気通信事業者の業務の適正性等の確認のために、関係事業者等から報告を受ける具体的な内容や、関係事業者等へのヒアリング、アンケートにおける具体的な質問項目については、市場検証会議において議論を行った上で確定することとする。